2 (a)　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、他方の締約国の領域内において自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該自営活動に関し、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(b)　(a)に規定する自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して(a)に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条　海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1　両締約国の法令の適用を受ける者が一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する場合には、当該者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この1の規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用される場合には、当該者については、当該他方の締約国の法令を適用する。

2　国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条　外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1　この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2　一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣され、かつ、1に規定する条約に基づき当該他方の締約国の法令の適用が免除されない場合には、その就労に関し、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条　第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条　労働災害又は職業上の疾病に関する特別規定

1　第七条1又は前条の規定に従うならば日本国の法令のみが適用されることとなる被用者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。したがって、当該被用者が就労するスペインに所在する事業体は、スペインの法令に従って保険料を納付する責任を負う。

2　第七条2又は前条の規定に従うならば日本国の法令のみが適用されることとなる自営業者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。したがって、当該自営業者は、スペインの法令に従って保険料を納付する責任を負う。

第十二条　随伴する配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であって、第七条、第九条2及び第十条の規定に従ってスペインの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a)　当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、

(b)　当該配偶者又は子が日本国民である場合には、この(a)の規定は、適用しない。

従って決定する。

第十三条　強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、いずれか一方の締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部　給付の規定

第一章　日本国の給付に関する規定

第十四条　保険期間の通算

1　日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スペインの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、

(a)　スペインの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

(b)　スペインの法令により次の(i)又は(ii)の期間として認められた保険期間は、日本国の厚生年金保険における同種の作業に従事した期間として考慮する。

(i)　鉱山において常時の坑内作業に従事した期間

(ii)　海上航行船舶において被用者として就労した期間

第十五条　障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1　日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がスペインの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの1の規定を適用せずとも確立される場合には、この1の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

第十六条　給付の額の計算

1　日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにスペインの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（当該制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びスペインの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。